

平成30年度鹿児島県男女共同参画週間事業受託者募集要項

1 募集の趣旨

県民の方々に男女共同参画の理解を深めていただくことを目的に男女共同参画週間事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり、その企画・運営等を委託する団体を以下のとおり募集します。

2 応募できる者

次の(1)から(4)の要件を満たす団体とします。（平成30年4月1日現在）

- (1) 県内に事務を行う場所を有している団体であること
- (2) 1年以上の男女共同参画推進に係る活動実績があり、現に活動していること
- (3) NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法第29条第1項に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること
- (4) 次のいずれにも該当しないこと
 - ① 宗教活動や政治活動を目的とする団体
 - ② 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
 - ③ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当する団体

3 委託者

鹿児島県

4 委託方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定を適用し、企画提案方式による随意契約とします。

5 委託費

53万円（消費税込み）を上限とします。

6 委託業務内容

(1) 事業の実施期間

平成30年7月25日（水）～31日（火） ※30日（月）は休館日

(2) 実施場所

かごしま県民交流センター等 【かごしま県民交流センターの確保済み会場は別紙のとおり】

(3) 男女共同参画週間事業の企画、広報、運営、報告

事業内容は、団体が提案した企画内容に基づき、委託者と受託者が協議し決定する。

① 企画

第3次鹿児島県男女共同参画基本計画について、幅広く、わかりやすく県民の皆様に普及啓発する内容であること。ただし、第3次鹿児島県男女共同参画基本計画の初年度であることも考慮すること。（別紙「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画の概要」参照。計画については、平成30年3月末決定であるため、最終の内容については県ホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/> ホーム>くらし・環境>人権・男女共同参画）又は以下の問合せ先へ確認すること。）

※実施期間中に、以下の例を参考に、3つ以上の行事を実施すること。

ただし、「Ⅳ 展示ロビーでのイベント」は必須とする。

《例》Ⅰ 調査研究の発表や実践活動の報告

Ⅱ 講演会、ワークショップ

Ⅲ 演劇、寸劇、映画上映等のイベント など

Ⅳ 展示ロビーでのイベント（イラストレーションや写真展等）※実施期間を通して実施すること。

② 広報

事業の内容を県民に広く分かりやすく広報すること。

なお、広報資料（チラシ、ポスター等）は受託者が作成し、事前に委託者と協議の上、配布すること。

③ 運営

(7) 行事を行うにあたっては、必要なスタッフを配置すること。

(1) 行事当日には、託児サービスを実施すること。

④ 報告

(7) 必要に応じて、委託者に業務の進捗状況を報告すること。

(1) 事業が終了してから30日以内、又は委託期間終了日までに、事業報告書及び収支決算書を提出すること。

7 委託期間

契約日から平成30年9月28日（金）まで

8 応募方法

(1) 応募書類（各1部提出）

・平成30年度「鹿児島県男女共同参画週間事業」受託者応募書（別紙様式第1号）

・団体等に関する調書（別紙様式第2号）

※提出された応募書類は返却しませんので御了承ください。

(2) 応募方法

郵送又は持参

(3) 応募・問合せ先

かごしま県民交流センター男女共同参画推進課（県男女共同参画センター）

住 所 〒892-0816 鹿児島市山下町14-50

電 話 099-221-6603

F A X 099-221-6640

Eメール p-harmony@pref.kagoshima.lg.jp

(4) 応募締切

平成30年4月19日（木）当日17時必着

* 応募書類は、かごしま県民交流センターで入手できるほか、同センターホームページからダウンロードできます。

（URL：<http://www.kagoshima-pac.jp> ホーム>男女共同参画>新着情報）

9 選考方法

応募書類を審査の後、必要に応じて応募団体による事業企画内容のプレゼンテーションを実施し、受託者として1団体を選考・決定します。なお、プレゼンテーションの出席に係る経費は応募者の自己負担となりますので、御了承願います。

* プレゼンテーション開催日：平成30年4月27日（金）（予定）

10 審査基準

(1) コンセプトの的確性

企画内容のコンセプトが明確であること。

(2) 事業の実現性

企画内容に具体性があり、実現可能な運営方法であること。

(3) 事業効果

具体的な事業効果が期待できる企画内容であること。

(4) 資金計画の妥当性

資金計画が企画内容に対して妥当なものであること。

11 事業の実施

(1) 採択後の必要書類

企画提案が採択された応募者には、事業費の見積書と下記の書類を提出していただきます。

- ・「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」（平成23年9月27日付け生文第197号）の規定に基づく「誓約書」及び「役員等名簿」（様式第3号）
- ・「団体の目的等についての確認書」（様式第4号）

(2) 契約の締結

- ① 当課と応募者は、協議の上、事業実施に係る仕様書を作成します。
- ② 作成した仕様書に基づき、当課と応募者との間で契約を締結します。
- ③ 契約の手続は、鹿児島県契約規則の規定に基づいて行います。

(3) 事業費の支払い

支払いは、原則として履行確認後（事業完了検査後）に行います。

ただし、前金払については、その割合等を契約時に取り決めます。

12 委託上の留意事項

(1) 一括再委託の禁止

事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することはできません。

(2) 財産取得の制限

本事業の委託費によって、備品等の財産を取得することは原則として認められません。

受託者がやむを得ず取得を必要とする場合は、委託者と協議するものとします。

(3) 成果品の帰属

本業務で得た事業の成果については、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与及び公表することはできません。

13 その他

必要に応じて、他団体と協働で実施してください。

平成30年度鹿児島県男女共同参画週間事業に係る研修室等予約

施設名	2018年7月							2018年8月
	24(火)	25(水)	26(木)	27(金)	28(土)	29(日)	31(火)	1(水)
	9:00-22:00	9:00-22:00	9:00-22:00	9:00-22:00	9:00-22:00	9:00-22:00	9:00-22:00	9:00-17:00
中ホール				○	○	○		
展示ロビー	○	○	○	○	○	○	○	○
大研修室1		○	○	○	○	○	○	
中研修室1		○	○	○	○	○	○	
絵画制作室		○	○	○	○	○	○	
調理実習室		○	○	○	○	○	○	
陶芸制作室		○	○	○	○	○	○	
工芸室		○	○	○	○	○	○	
講師室1		○	○	○	○	○	○	
県政記念公園		○	○	○	○	○	○	

第3次鹿児島県男女共同参画基本計画の概要

計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現に向け、本県の現状等を踏まえながら、今後の5年間の指針となる計画を策定します。

計画の性格

「男女共同参画社会基本法」及び「鹿児島県男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための、基本的な計画です。

計画の期間

平成30年度～平成34年度

基本的考え方

男女共同参画社会の形成に向けた意識改革を基盤に据え、「女性の活躍」に視点を置きつつ、その前提となる職業生活、健康、地域生活における課題の解決に向けた真に実効性のある取組を進め、男性も女性も全ての個人がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

特 徴

- ◆ 第2次計画における9つの重点目標から、6つの重点目標に整理・統合しました。（「意識改革」と「教育」の統合、「職業生活」に関するものを統合等）

◆ 女性の活躍を推進

少子高齢化・人口減少社会に突入した今、女性も男性も全ての個人が、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、多様性を高め、社会経済を支えるという観点から、社会全体で取り組むべき最重要課題です。本計画では、重点目標2において平成29年3月に策定した「県女性活躍推進計画」を踏まえることで、職業生活における男女共同参画の推進のための、さらに実効性のある取組を進めます。

◆ 意識が変化した今、さらなる取組の強化と性の多様性への理解促進

平成28年度県民意識調査において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、否定する割合が肯定する割合を初めて上回るという意識の変化が見られました。固定的性別役割分担意識の解消に向け、さらなる理解促進に向けた取組を進めます。あわせて、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、性的少数者であることを理由に差別が行われたりすることのないよう、啓発や相談対応、学校における相談しやすい環境づくりを行います。

◆ 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり

地域における男女共同参画については、例えば過去の震災における避難所等コミュニティの場において、男女で異なるニーズや状況が配慮されなかったという事例もあることから、日頃から男女共同参画の視点に立った取組を進めることが重要です。そのため、地域コミュニティにおいて、性別による役割分担意識に基づいた慣行等の見直しや、地域の方針決定過程へ女性をはじめ多様な人が参画できるような環境づくりを進めます。

【基本理念(鹿児島県男女共同参画推進条例)】

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

「男女の人権の尊重」は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底を成す基本理念です。

基本目標

- 一人ひとりの人権が尊重され
- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
- 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

重点目標

- 1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識の解消，教育・学習の推進
- 2 男女ともに能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備
- 3 生涯を通じた男女の健康支援
- 4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 5 生活上の困難や課題を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備
- 6 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

戦略的取組

- (重点目標を実現するための分野横断的な取組)
- ◆ 子どもの頃からの男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組
 - ◆ 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりに向けた取組
 - ◆ あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた取組

推進体制

庁内推進体制

県男女共同参画推進本部を中心に、全庁一体となって取り組みます。

男女共同参画センター

男女共同参画を推進する総合的な拠点として、広報・啓発、人材育成等、広域的・効果的な事業を展開します。

多様な主体との連携

男女共同参画地域推進員、市町村、NPO、事業者、女性活躍推進会議等との連携・協働により効果的に男女共同参画の推進を図ります。

重点目標1

男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識の解消，教育・学習の推進

【現状・課題】

- ・「夫は外で働き，妻は家庭を守るべき」
否定派 48.3% > 肯定派 45.8%
- ～初めて否定派が肯定派を上回ったが，依然男女の地位の不平等感が存在。

社会全体で男女共同参画についての理解の深化を図るための教育・学習に取り組んでいく必要。

【施策の方向】

- ◆ 意識改革のための啓発推進，制度や慣行の見直し
- ◆ 学校教育における男女共同参画の推進
- ◆ 家庭や地域における男女共同参画の理解促進
- ◆ 性の多様性についての理解促進

例：子どもたちの男女共同参画
学びの広場推進事業

児童・生徒のワークショップ，教職員セミナー，保護者・地域住民のワークショップを一体的に実施し，地域全体の人権意識や男女平等意識の醸成を図ります。



重点目標2

男女ともに能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備

【現状・課題】

- ・「女性の管理職登用を特に増やす考えはない」経営者の 47.8%
- ・女性が管理職登用を望まない理由「自分の能力に自信がない」50%

まずは企業トップ等の意識改革と職場風土改革が必要。

【施策の方向】

- ◆ 企業トップ等の意識改革や職場風土改革
- ◆ 女性の能力発揮・経営参画及び管理職等への登用促進
- ◆ 子育て・介護基盤整備の推進
- ◆ 長時間労働の是正等働き方改革の推進
- ◆ 男性の意識改革と家事・育児等への参画促進

例：女性がいきいきと仕事ができる
社会づくり事業

企業トップ等の意識改革，女性の活躍推進に積極的に取り組む企業の表彰，働く女性の意欲の向上及び能力開発の支援等を通じて，女性が活躍できる環境づくりを推進します。



重点目標3

生涯を通じた男女の健康支援

【現状・課題】

- ・平均寿命の伸長
- ・女性の就業等の増加，晩婚化等婚姻をめぐる変化

生涯にわたる包括的な健康支援とともに，「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)についての意識の浸透を図る必要。

【施策の方向】

- ◆ 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
- ◆ 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進
- ◆ スポーツ活動を通じた生涯にわたる健康づくりの推進

例：健康に関する情報提供，各種相談

心身及びその健康についての正しい知識を普及し，相談体制，健(検)診体制を充実させるとともに，性差に配慮した医療や健康支援を推進します。



重点目標4

男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

【現状・課題】

- ・配偶者や親しい異性から身体的、精神的、性的暴力のいずれかを受けた経験がある女性 36.6%。全国調査の 23.7%を上回っている。
- ・そのうち、「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」4割。



暴力を容認しない意識の醸成、さらにデートDVの予防啓発の必要性。

【施策の方向】

- ◆ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援
- ◆ デートDV、性犯罪・ストーカー行為等への対策及び被害者支援

例：配偶者等からの暴力対策推進事業

配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応や相談員の資質向上のための研修、高校等へのデートDV防止お届けセミナーを実施します。



重点目標5

生活上の困難や課題を抱えた人々が安心して暮らせる環境整備

【現状・課題】

- ・非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難を抱える人の増加が見られる。
- ・例えば、ひとり親世帯の平均年間就労収入は一般の男性 521 万円・女性 280 万円に比べ父子世帯 398 万円・母子世帯 200 万円(H28年度全国ひとり親世帯等調査より)



様々な困難や課題を抱えた人々が、安心して暮らせるようになる取組が必要。

【施策の方向】

- ◆ 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
- ◆ 障害のある人や高齢者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

例：生活困窮状態にある人の自立に向けた支援

生活全般にわたる困りごとの相談窓口として、くらしごとサポートセンターを設置しています。



重点目標6

男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

【現状・課題】

- ・社会経済情勢の変化に伴い、地域社会を取り巻く状況も複雑化、多くの課題を抱えている。
- ・地域社会における男女の地位の平等感
「男性優遇」 49.6% > 「平等である」 29.1%



性別による役割分担意識に基づく慣行等の見直しと、方針決定過程への女性の参画拡大の必要性。

【施策の方向】

- ◆ 人材育成等による男女共同参画推進の基盤づくり
- ◆ 地域における方針決定過程への女性の参画拡大
- ◆ 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

例：男女共同参画地域推進員

地域で男女共同参画に関する普及・啓発の様々な活動を行っていただいています。
H30.4.1現在：99名



戦略的取組

各重点目標を実現するための分野横断的な取組であり、可能な限り経営資源を集中させて取り組むテーマとして、3つの取組を位置付けています。

○子どもの頃からの男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組

性別に焦点を当てた最も身近な人権問題について当事者意識を持って考える男女共同参画の学びを通して、子どもたちには、人権意識や男女平等意識が醸成されることとなります。

男女共同参画と子どもに係わる部局及び市町村が連携、協働し、子どもたちが男女共同参画の理解を深める取組を学校、家庭、地域が一体となって推進します。

【主な取組】

- ・ 児童・生徒への男女共同参画の理解を深めるための学習機会の提供
- ・ 生徒や学生を対象とした交際相手からの暴力を未然防止する教育の実践 など



○男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりに向けた取組

地域コミュニティにおける様々な活動が、特定の性や年齢層等で担われていると、住民の価値観やライフスタイル、家族形態の多様化への対応を困難にし、人間関係の希薄化や単身者等の孤立化などの問題をみえなくする可能性があります。

地域には、例えば防犯・防災、健康づくり、要介護者の支援、子どもの教育、DVや虐待の早期発見、貧困など生活上の困難にある人、孤立しやすい人への対応、異文化への理解など様々な課題に取り組む役割が期待されています。

これらの対応に当たっては、性別や年齢、障害の有無にかかわらず多様な人々が参画できるよう、「一人ひとりの人権の尊重」を基盤とする男女共同参画」の視点が不可欠です。

【主な取組】

- ・ 男女共同参画の視点に立った地域課題解決型実践活動の支援 など

○あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた取組

経済その他社会の様々な分野の発展のためには、各分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が多様な意見を持って参画し、男女双方の意思が公正に反映されることが重要です。

そのため、行政、教育、雇用、農林水産業・商工業等の自営業、各種機関や団体、組織等に対して、女性の能力発揮の重要性について認識を深める啓発を行うとともに、女性の参画状況を把握し、女性の役員等への登用について要請を行います。

【主な取組】

- ・ 啓発のためのセミナー等の実施 など



数値目標

番号	重点目標	設定項目	直近値		目標値		設定計画
			数値	年度	数値	年度	
1	1	「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	72.0%	28	100%	34	
2	1	「県男女共同参画センター」を知っている人の割合	30.6%	28	50%	34	
③	2	鹿児島県女性活躍推進宣言企業制度登録数	22 社	29	150 社	34	女活
④	2	県の管理的地位(課長相当職以上)に占める女性職員の割合(知事部局等)	6.5%	29	15%	37	女活 特定
⑤	2	県の管理的地位(課長相当職以上)に占める女性職員の割合(教育委員会)	11.5%	29	15%	37	特定 (教)
⑥	2	市町村の管理的地位(課長相当職以上)に占める女性の割合	6.0%	29	10%	34	
⑦	2	事業所の管理的地位(課長相当職)に占める女性の割合	14.3%	28	15%	32	女活
⑧	2	ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	45.8%	28	70%	31	未来 女活
9	2	県の審議会等委員への女性の登用率	38.2%	28	40% 以上	34	
10	2	女性農業経営士の認定者数	424 人	29	460 人	34	農山 女活
11	2	保育所等待機児童数	354 人	29	0 人	31	未来
⑫	2	放課後児童クラブ待機児童数	432 人	29	0 人	31	未来
⑬	2	県の男性職員の出産補助休暇の年間取得者数の割合	94.8%	28	100%	31	特定
⑭	2	県の男性職員の育児参加休暇の年間取得者数の割合	84.4%	28	100%	31	特定
⑮	2	県の男性職員の育児休業の取得割合	2.1%	28	10%	31	特定
16	2	事業所における男性の育児休業取得率	2.7%	28	9.7%	34	女活 創生
⑰	2	男性の家事・育児時間	63 分	28	67 分	31	未来
18	2	かごしま子育て応援企業登録数	377 社	28	590 社	34	未来
19	3	「女性にやさしい医療機関」の数	67 機関	28	100 機関 以上	34	健康
20	3	子宮頸がん検診受診率(20 歳から 69 歳)	46.6%	28	50% 以上	34	がん 対策
21	3	乳がん検診受診率(40 歳から 69 歳)	49.6%	28	50% 以上	34	がん 対策
22	3	10 代の人工妊娠中絶実施率 (15~19 歳女子総人口千対)	5.7 人	28	5.0 人	34	
23	4	「配偶者暴力防止法」(DV 防止法)を知っている人の割合	84.7%	28	100%	34	
24	4	「配偶者暴力防止計画」(DV 防止計画)の策定市町村の割合	81.4%	29	100%	34	
⑳	6	県男女共同参画地域推進員が2人以上設置されている市町村の割合	46.5%	29	100%	34	

○数字に丸囲み…新たに設定したもの

○「女活」:鹿児島県女性活躍推進計画,「特定」:鹿児島県特定事業主行動計画,「特定(教)」:鹿児島県教育委員会特定事業主行動計画,
「未来」:かごしま子ども未来プラン 2015,「創生」:まち・ひと・しごと創生総合戦略,「農山」:農山漁村における男女のパートナーシップの確立に関する指標
「健康」:健康かごしま 21,「がん対策」:鹿児島県がん対策推進計画

【様式第 1 号】

平成 3 0 年度鹿児島県男女共同参画週間事業応募書

かごしま県民交流センター
男女共同参画推進課 行

住 所
団体名
代表者 役職名
氏 名 印

平成 3 0 年度鹿児島県男女共同参画週間事業に、関係書類を添付して応募します。

【担当者連絡先】

住所	〒
氏名	(ふりがな)
電話	
F A X	
メールアドレス	

※ 協働する他団体がある場合は、ご記入ください。

団体名	代表者氏名	連絡先（住所・電話）

1 企画内容

提案事業の名称 (タイトル)	
提案事業の 目的・ねらい	
企画内容・運営方法 (日時・実施内容など 詳細に記入してくだ さい。)	
広報の方法 (事業の広報手段等 具体的に記入してく ださい。)	
必要な使用機器等 (プロジェクターなど)	
事業実施の効果 (貴団体が行うこと で期待される効果を 具体的に記述してく ださい。)	

※ 記載欄が不足する場合は、適宜追加してください。

2 事業に係る資金計画

(1) 収入

(単位：円)

区分	見積額	積算根拠
計		

(2) 支出

(単位：円)

区分	見積額	積算根拠
計		

※ 団体等の全体の収支ではなく、当該事業に係る収支のみを記入してください。
記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

3 事業を実施する担当者等(要員計画)

区 分	人 数	この事業での役割	備考(所属団体名等)

専らこの事業に関わる要員について区分毎の人数を記入してください。
(区分例 常勤職員, 非常勤職員, アルバイト等)

【様式第2号】

団 体 等 に 関 す る 調 書

団体等名称		
団体等の所在地	〒	
代表者氏名	(ふりがな)	
ホームページURL		
団体等の目的		
設立年月日	年 月 日	
NPO等：組織及び会員数	<input type="checkbox"/> 法人 (法人格取得： 年 月 日) <input type="checkbox"/> 任意団体	会員数 人 (うち常勤 人)
企業等：法人形態、従業員数	法人形態：	従業員数 人
主な活動（営業）地域		
これまでの主な活動（営業）内容 (県内での活動を中心に記載してください。) ※添付資料任意		
直近の事業年度の 年間支出年額	年度（ 月 日 ～ 年 月） 円	
他団体等（県を含む）からの 資金助成及び委託の実績		
備 考		

※NPO 法人については、直近一年間の事業報告書も添付してください。

【様式第3号】（選考・決定後、契約の見積書提出時に作成・提出）

（表）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
（ふりがな）
氏 名 印
法人又は団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名

（注）1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。

2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

【様式第4号】（選考・決定後、契約の見積書提出時に作成・提出）

平成 年 月 日

団体の目的等についての確認書

団 体 名 _____

代表者氏名 _____ 印

当該団体は、下記のいずれの項目にも該当することを確認しました。

記

- 1 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- 2 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- 3 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。